

2013年3月27日

各 位

会 社 名 イオン株式会社

代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也

(コード番号 8267 東証第一部)

問合せ先 秘書室責任者 堤 唯見

(電話番号 043-212-6042)

株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成25年3月27日、下記のとおり、株式会社ダイエー（コード番号：8263、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び甲種類株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けの実施につきましては、現在、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき行われております公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受けることが条件となっております。当社は、公正取引委員会の企業結合審査が完了次第、速やかに本公開買付けを実施する予定ですが、本日現在、当該審査に要する日数を予想することは困難であるため、本公開買付けの日程につきましては、公正取引委員会の企業結合審査が完了次第速やかにお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者株式39,504,000株（普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株（注1）。対象者普通株式及び対象者甲種類株式の単元株式数は、いずれも50株であり、対象者が平成25年1月10日に提出した第62期第3四半期報告書に記載された平成24年8月31日現在の対象者の総株主の議決権の数（3,973,080個）に対する所有割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）は19.89%となります。）を所有する対象者の筆頭株主であり、議決権の所有割合は100分の20未満であるものの実質的な影響力を考慮し、対象者を持分法適用関連会社としております。

このたび当社は、対象者の第二位株主である丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）が本日現在所有する対象者株式36,650,470株（普通株式21,170株及び甲種類株式36,629,300株、所有割合：18.45%）の全て及び対象者の第三位株主である丸紅リテールインベストメント株式会社（丸紅の100%子会社。以下「丸紅RI」といいます。）が本日現在所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）のうち、当社と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式11,710,350株（普通株式1,758,400株及び甲

種類株式 9,951,950 株、所有割合 : 5.89%）、すなわち丸紅所有分及び丸紅 RI の本日現在の所有分の合計で対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合 : 24.34%）を取得することで、対象者を当社の連結子会社とする目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、丸紅 RI が本日現在所有する対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合 : 5.00%）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けの実施につきましては、現在、独占禁止法に基づき行われております公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令を行わない旨の通知を受けることが条件となっております。当社は、公正取引委員会の企業結合審査が完了次第、速やかに本公開買付けを実施する予定ですが、本日現在、当該審査に要する日数を予想することは困難です。

当社は、本公開買付けによる株式取得に関して平成 25 年 3 月 1 日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。当社としては、当該審査が第 1 次審査（事前届出が受理された日から原則 30 日間に行なわれる審査）で終了した場合には平成 25 年 4 月上旬に本公開買付けを開始することを予定しておりますが、第 1 次審査の終了時に報告等の要請を受けた場合には、第 2 次審査（かかる報告等の要請により開始し、事前届出が受理された日から 120 日を経過した日又は全ての報告等が受理された日から 90 日を経過した日のいずれか遅い日までに行われる審査）により排除措置命令を行わない旨の通知を受理した後、速やかに本公開買付けを開始することとなるため、平成 25 年 7 月中旬頃に本公開買付けを実施することを目指しております。なお、第 1 次審査が終了する平成 25 年 4 月上旬に進捗状況をお知らせする予定です。また、本公開買付けの日程につきましては公正取引委員会の企業結合審査が完了次第速やかにお知らせいたします。

当社は、本公開買付けの実施にあたり、平成 25 年 3 月 27 日付で、対象者の第二位株主である丸紅との間で、両社の信頼関係を礎に、丸紅の保有する世界的調達ネットワークと当社の保有する店舗網とを連携して活用することで、顧客が求めるより安価で質の高い商品・サービスを提供することを目的とした戦略的パートナーシップに関する協定（以下「本協定」といいます。）及び公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。なお、当社、丸紅及び丸紅 RI は、平成 19 年 3 月 9 日付で株主間契約及びこれに付随する覚書（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しておりましたが、本協定の締結に伴い、本公開買付けの成立を条件に合意解除する予定です。また、当社、丸紅及び対象者は、平成 19 年 3 月 9 日付で業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しておりましたが、本株主間契約の終了に伴い、本公開買付けの成立を条件に終了する予定です。なお、本公開買付けの実施につきましては、本公開買付応募契約上、当社が上記の排除措置命令を行わない旨の通知を受理していることが条件となっております。

丸紅は本公開買付応募契約において、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅 RI が本日現在所有する対象者甲種類株式（合計 46,581,250 株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅 RI をして行使させない旨、丸紅 RI が本日現在所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合 : 10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受けたうえで、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合 : 5.00%）を除く対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合 : 24.34%）について本公開買付けに応募する旨に合意しております。なお、本協定及び本公開買付応募契約の詳細については、後記「（3）本公開買

付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

当社は、本公開買付けにより、丸紅が本日現在所有する対象者株式 36,650,470 株（普通株式 21,170 株及び甲種類株式 36,629,300 株、所有割合：18.45%）の全て及び丸紅 RI が本日現在所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）のうち、当社と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式 11,710,350 株（普通株式 1,758,400 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：5.89%）、すなわち丸紅所有分及び丸紅 RI の本日現在の所有分の合計で対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）を取得することで、対象者の議決権の数の 44.23%を所有することになります。

このように本公開買付けは、対象者の議決権の数の 40%以上を所有し、当社の役員、使用人又はこれらであった者が対象者の役員の過半数を占めることで、対象者を当社の実質支配力基準に基づく連結子会社とする目的としているため、本公開買付けにおける買付予定数の下限を丸紅が本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式数と同数（48,360,820 株、所有割合：24.34%）と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方で、当社は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するため買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）以上の場合には応募株券等の全部の買付け等を行いますが、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることは企図しておりません（本公開買付けにより対象者普通株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「（6）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

当社は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後に当社が保有することとなる対象者甲種類株式（76,441,250 株）の全てを対象者普通株式に転換する予定ですが、対象者甲種類株式は議決権を有しており、単元株式数も対象者普通株式と同じ 50 株であって、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、当該転換により対象者の総株主の議決権の数が変動することはありません。

対象者が平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、同日開催の対象者取締役会において、T M I 総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。一方、本公開買付けへの応募に関する意見については、現在集計中の対象者の平成 25 年 2 月期の連結及び個別決算の内容、並びに決算内容を分析のうえで算出する予定の対象者の平成 26 年 2 月期の業績予想等も踏まえて協議・検討し、平成 25 年 4 月 12 日に公表する予定の当該決算短信とともに公表する予定のことです。

(注1) 対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本日時点において当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付けにおいて株式数の計算をするにあたっては、対象者甲種類株式1株を対象者普通株式1株とみなして計算しております。なお、対象者甲種類株式は1単元（50株）につき1個の議決権を有します。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、純粹持株会社である当社を中心に200社余りの企業からなるグループであり、ショッピングセンターの核店舗となるGMS（総合スーパー）を北海道から沖縄まで日本全国に展開するGMS事業をはじめとする小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しております。一方、対象者も主として小売事業を営み、スーパー・マーケット（SM）業態、スーパースーパーマーケット（SSM）業態及びディスカウント（DS）業態等の店舗を日本各地に展開しております。

当社、対象者及び丸紅は、対象者の早期再生に向けて平成18年10月に締結した資本・業務提携の独占交渉に関する覚書に基づき、業務提携検討委員会を設置のうえ検討を行った結果、当社と対象者が共通に有するお客様第一主義の経営理念のもと、お互いの暖簾を尊重しつつ協力・協業していくことにより、対象者の早期再生を実現するとともに、両社が更なる企業価値の向上を達成することが可能であると判断し、平成19年3月9日、資本業務提携を行うことに合意し、同日付で本業務提携契約を締結するとともに、丸紅が所有する対象者株式の一部（対象者甲種類株式29,860,000株、所有割合：15.31%）を当社が取得すること、また、当社と丸紅の双方が対象者へ役員の派遣を行うことにより、3社間の信頼・協力関係を築いたうえで、当社と対象者との両グループ併せて6兆円を超える営業収益（平成19年3月9日当時）の小売連合となるスケールメリットを活かして、共同仕入・共同開発・共同販促、物流の協働化、資材・コスト削減、人材交流といった経営資源・ノウハウの共有化を図り、また丸紅が当社及び対象者と関係の深い総合商社として商品供給等を行うことにより、対象者の早期再生を実現するべく3社一体となって協力・協業してまいりました。

しかしながら本日現在、当社は単独では対象者株式39,504,000株（普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株、所有割合：19.89%）を所有する対象者の筆頭株主として対象者を持分法適用関連会社としてはいるものの、実質的な対象者の筆頭株主は、直接保有分及び100%子会社である丸紅RIを通じた間接保有分を併せて合計で対象者株式58,293,520株（普通株式11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：29.34%）を所有する丸紅であります。現在の当社と対象者との資本関係では、対象者と同じ総合小売業を営む当社が主体的に対象者の経営改革を推進することは難しいこともあり、当社と対象者の両グループのスケールメリットとシナジーを最大限に活かして成果を出すまでには至っておらず、対象者の業績は平成21年2月期から平成25年2月期にかけて5期連続で連結当期純損失を計上する見込みです。また、依然として継続しているデフレ傾向や電力・ガス料金の値上げ、雇用環境の停滞、将来的な消費税増税を控えた可処分所得の減少への不安等から消費者を取り巻く環境は年々と厳しさを増し、業種・業態・販売チャネルを超えた価格競争が激化するなど、当社及び対象者が属する小売業界は更なる経営努力が求められており、当社としては当社と対象者とのシナジーを追求し、両社の企業価値を向上させるためには、現在の3社の資本関係を見直す必要があると考えるに至りました。

現在、当社は、平成26年2月期を最終年度とする3ヶ年中期経営計画への対応として、新たな成長ステージに向けたグループ構造改革に取り組み、ブランド認知度の向上及び地域に根ざし、地域のお客様に支持される地域密着経営の深耕を推進しておりますが、さらに、当該計画以降の当社グループの更なる成長へ繋げるため、

平成 25 年 3 月 1 日付で公表した「機構改革と人事異動について」に記載しました組織改革のとおり、GMS 事業構造改革の第 2 フェーズを加速し、強固な経営基盤を確立することを目的に経営体制を強化しております。

当社は、当該 3 ヶ年中期経営計画において、新しい成長機会を獲得するグループの共通戦略の 1 つとして「大都市シフト」を掲げ、首都圏を中心とした大都市における当社グループのシェア拡大に向け、グループの有する多様な店舗業態で展開を加速しております。その中で、当社は、平成 24 年 6 月頃から対象者を当社の連結子会社化することが当社の「大都市シフト」を推進し当社のシェア拡大に寄与するものであり、また対象者にとっても当社と緊密な資本関係を構築することで更なるスケールメリットを活かした商品の調達が可能となり、物流やシステムといったインフラ面の効率化や、人材面についても従事できる業務の多様化が図られ、かつ、人材の確保も容易となる等、対象者の早期の損益改善等に繋がる取り組みが可能となることに加え、当社グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンダイジング（注 2）等）の共有により店舗の魅力度が増し、更には財務面での支援等により対象者の成長戦略又は店舗資産活性化も実行できるとの考えに至り、両社の企業価値の向上を図るために対象者を当社の連結子会社とすることが最善の策であると判断いたしました。一方で、これまで対象者の早期再生に向けて 3 社で協力してきた丸紅と対象者の関係に鑑み、平成 24 年 12 月頃から、まずは、当社と丸紅との 2 社間で協議を行った結果、丸紅が、本公開買付け成立後も、対象者株式のうち 5 % を継続保有することを含め、今後も 3 社の協業関係を継続することの合意に至ったことから、平成 25 年 3 月上旬、当社は対象者に対して本公開買付けを提案し、協議を経て、平成 25 年 3 月 27 日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

上記のとおり、当社、対象者及び丸紅との間の本業務提携契約は、本公開買付けの成立を条件に終了いたしますが、当社は、本公開買付け後に対象者を連結子会社化した後も、本業務提携契約の趣旨を踏まえ、対象者の自主性と独立性を尊重し、当社と対象者が共通に有するお客様第一主義の基本理念のもと、当社及び対象者が互いの暖簾を尊重しつつ、解決すべき課題を乗り越えて協力・協業することにより、お客様により高い支持を得ることのできる商品・サービスの提供と両社の一層の発展を目指し、対象者の運営体制の優れた点を十分に生かした経営に留意のうえ、対象者との連携の強化を図っていきたいと考えております、対象者の連結子会社化によるシナジーを最大限に發揮できる方法を両社で協議していきます。

当社は、本日現在、対象者に対して、当社の役員、使用人又はこれらであった者 3 名を取締役として、1 名を監査役として指名しておりますが、平成 25 年 5 月に開催予定の対象者定時株主総会において、対象者の取締役の過半数につき当社が指名する者を選任する旨の議案を上程するよう要請する予定です。また、本協定に基づき、丸紅は対象者の取締役 1 名の指名権を有しております。なお、現時点において本公開買付け後の対象者の商号、店舗等の屋号、事業内容、従業員の雇用、人事制度や処遇等についての変更は考えておらず、対象者の事業運営は現行の運営体制の継続を前提としております。

（注 2）非食品部門のマーチャンダイジングとは、衣料品・生活用品・非物販サービスといった非食品部門の商品とサービスの販売と提供に関わる業務全般、具体的には商品・サービスの開発や品揃え、売場展開と演出、その他販売促進等の一連の業務活動について指しております。

（3）本公開買付けに関する重要な合意等

① 本協定

当社、丸紅、丸紅 RI 及び丸紅フーズインベストメント株式会社（平成 23 年 7 月 5 日付で存続会社を丸紅 RI として合併したことにより、同社の持分は丸紅 RI に承継されております。）は、平成 19 年 3 月 9 日付で株主間契約を締結し、各社が所有する対象者株式につき、一定の要件が満たされるまでは、一定の事項につき特定の方法で議決権を行使すること、並びに一定の要件が満たされるまでは株式の譲渡等を禁じること等に合意しておりましたが、当社は、本公開買付けを実施するにあたり、平成 25 年 3 月 27 日付で、丸紅との間で、本協定を締結し、本公開買付けの成立を条件に本株主間契約を合意解除する予定です。なお、本協定においては、本公開買付けの実施に関する事項のほか、本公開買付けの成立を条件に、（a）当社と丸紅との戦略的パートナーシップにより食品分野で国内外における効率的なサプライチェーンマネジメントを構築すること、（b）対象者の業績改善を目指して丸紅グループの対象者に対する安定した商品供給を今後も継続すること、（c）対象者の金融機関に対する返済資金その他の必要資金について当社が必要な支援を行うこと、（d）本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受ける丸紅 RI が本日現在所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）のうち、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%。以下、本①において、「本継続保有株式」といいます。）について、行使価格を本公開買付価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定すること、（e）丸紅が本継続保有株式を保有している間は、丸紅は対象者の取締役 1 名の指名権を有すること、（f）丸紅が本継続保有株式を保有している間は、本継続保有株式の内容を変更する行為、現金その他の財産と交換する行為について丸紅の事前同意を得ること、及び対象者の組織再編行為といった重要な事項について丸紅に事前通知すること、（g）本株主間契約の合意解除について、合意しております。

② 本公開買付応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、平成 25 年 3 月 27 日付で、丸紅との間で、本公開買付応募契約を締じております。丸紅は本公開買付応募契約において、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅 RI が本日現在所有する対象者甲種類株式（合計 46,581,250 株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅 RI をして行使させない旨、丸紅 RI が本日現在所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受けたうえで、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）について本公開買付けに応募する旨に合意しております。

なお、丸紅は、（a）当社の本公開買付応募契約上の表明保証（注 1）が重要な点において真実かつ正確ではない場合、（b）当社の本公開買付応募契約上の義務（注 2）に違反がある場合、（c）対象者において、本公開買付けに賛同する旨の出席取締役全員一致の取締役会決議が行われない場合、又は行われてもその内容を公表しない場合、若しくはこれを撤回し、又はこれと矛盾する内容の取締役会決議を行った場合、（d）天災地変その他丸紅及び丸紅 RI に帰責性のない事由により本公開買付けへの応募が社会通念上不可能であると認められる影響が新たに判明した場合、（e）当社が独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受理しなかった場合、（f）当社について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）が開始された場合、（g）本公開買付けに対抗する公開買付けその他の対象者の株式を対象とする買付け行為が提案又は公表された場合で、丸紅が本公開買付けに応募することが取締役の善管注意義務又は忠実義務違反となると合理的に判断する場合には、本公開買付けに応募しない又は本公開買付応募契

約を解除することができますが、かかる場合であっても、丸紅がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

(注1) 本公開買付応募契約では、(i) 本公開買付応募契約の締結及び履行、強制執行可能性、(ii) 必要な許認可等の取得、(iii) 法令等、社内規則、及び他の契約等との抵触の不存在、(iv) 資金調達に関する事項が当社の表明保証事項とされております。

(注2) 本公開買付応募契約では、当社は、(i) 本公開買付応募契約に従って公開買付けを実施する義務、(ii) 秘密保持義務、(iii) 契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社、丸紅及び丸紅 RI の合計で対象者株式 97,797,520 株（普通株式 21,356,270 株及び甲種類株式 76,441,250 株、所有割合：49.23%）を所有していること、対象者取締役 8 名のうち当社及び丸紅各 1 名ずつの出身者と各 2 名ずつの出向者がいること、また、対象者監査役 5 名のうち当社及び丸紅各 1 名ずつの役員が兼務をし、1 名が丸紅グループの出身者であることから、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当社及び対象者は、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券株式会社（以下「SMB C 日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SMB C 日興証券は、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMB C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカウンテド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社は SMB C 日興証券から平成 25 年 3 月 26 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、SMB C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C 日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 208 円から 221 円

類似上場会社比較法 144 円から 205 円

DCF 法 222 円から 366 円

市場株価法では、平成 25 年 3 月 17 日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 25 年 3 月 15 日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221 円、208 円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均株価の計算において同じです。））を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 208 円から 221 円までと分析しております。なお、SMB C 日興証券は、対象者普通株式は充分な流動性を確保していると考えられることから、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を144円から205円までと分析しております。

D C F 法では、当社がS M B C 日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年 2 月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を222円から366円までと分析しております。

なお、S M B C 日興証券がD C F 法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューをもとに作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。S M B C 日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 25 年 2 月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

当社は、S M B C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去 3 ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成 25 年 3 月 27 日に、本公開買付価格を270円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成 25 年 3 月 26 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 317 円に対して 14.83%（小数点以下第三位四捨五入。以下、ディスカウント及びプレミアムの計算について同じです。）のディスカウントをした価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 256 円に対して 5.47%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 222 円に対して 21.62%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 189 円に対して 42.86% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式 1 株当たり 270 円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、本公開買付価格を 270 円と決定した平成 25 年 3 月 27 日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、本公開買付価格と同額である 270 円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者、丸紅、丸紅 RI 及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程・方法その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

③ 対象者における取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、T M I 総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付

けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。かかる認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

本公開買付けに対する意見を決議した取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず当社及び丸紅の出身者又は出向者を除く取締役のみで審議及び決議を行ったとのことです（以下、かかる審議及び決議を「第1決議」といいます。）。その上で、仮に、当社及び丸紅の出身者又は出向者である取締役が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第369条に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまふことを考慮し、第1決議に参加しなかつた取締役を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行ったとのことです（以下「第2決議」といいます。）。よって、当社の出身であり、又は、当社からの出向者である対象者代表取締役会長 川戸義晴、対象者取締役 山下昭典及び対象者取締役 川本敏雄、並びに、丸紅の出身であり、又は、丸紅からの出向者である対象者代表取締役社長 桑原道夫、対象者取締役 山崎康司及び対象者取締役 小倉泰彦は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。

また、同様の観点から、上記の6名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

さらに、当社の取締役を兼務する対象者監査役 豊島正明、丸紅の執行役員を兼務する対象者監査役 田島真、丸紅の出身である対象者監査役 鵜山和英は、同様の観点から第1決議に係る取締役会の審議には参加せず、第2決議に係る取締役会の審議にのみ参加したとのことです。

第1決議及び第2決議に係る取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役及び審議に参加していない監査役を除く全ての取締役及び監査役（社外監査役を含む。）が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

以上のはか、公開買付けへの応募に関する意見については、現在集計中の対象者の平成25年2月期の連結及び個別決算の内容、並びに決算内容を分析のうえで算出する予定の対象者の平成26年2月期の業績予想等も踏まえて協議・検討し、平成25年4月12日に公表する予定の当該決算短信とともに公表する予定とのことです。当該意見の検討にあたっては、対象者、当社、丸紅及び丸紅RIから独立したフィナンシャル・アドバイザーとして選定した野村證券株式会社並びにTMI総合法律事務所の助言等も受ける予定とのことです。

（5）本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様に売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定せず、本公開買付けを実施いたしますが、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておりません。よって、本公開買付けが成立した場合には、対象者普通株式を追加で取得することは現時点において予定しておりません。また、当社は、本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受ける丸紅RIが本日現在所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）のうち、本公開買

付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式 9,932,700 株(所有割合:5.00%)について、行使価格を本公開買付け価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定しておりますが、丸紅によるプットオプションの行使期間は定められておらず、現時点において具体的な追加取得の予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、上記のとおり、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておりません。また、対象者としても、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部上場を維持する方針とのことです。しかし、当社は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様に売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、①株主数が事業年度の末日において 400 人未満である場合において、1 年以内に 400 人以上とならないとき、②流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5 億円未満となった場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないときのいずれかの上場廃止基準に該当する場合があり、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性がありますが、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている丸紅が所有する対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）が本公開買付け後も残ることから、②に抵触する可能性は低いものと考えます。なお、本公開買付けの結果、万が一、対象者普通株式が上記いずれかの上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は、対象者と対象者普通株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議する予定であり、当社は、対象者との間で合意された方策を実行します。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ダイエー	
② 所 在 地	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 桑原 道夫	
④ 事 業 内 容	小売事業	
⑤ 資 本 金	56,517 百万円（平成 24 年 11 月 30 日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 32 年 4 月 10 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 24 年 8 月 31 日 現在) (注)	イオン株式会社	19.85%
	丸紅株式会社	18.41%
	丸紅リテールインベストメント株式会社	10.87%
	RBC DEXIA IST LONDON-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3.29%
	THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.93%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.11%
	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1.32%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.24%

	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) HSBC BANK PLC-MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.88% 0.84%
(8) 公開買付者と対象者との関係		
資 本 関 係	当社は対象者株式 39,504,000 株（普通株式 9,644,000 株及び甲種類株式 29,860,000 株、所有割合 : 19.85%）を所有しております。	
人 的 関 係	対象者の取締役である川戸義晴は当社からの出身者であり、同じく対象者の取締役である山下昭典と川本敏雄は当社からの出向者であり、対象者の監査役である豊島正明は当社の取締役専務執行役を兼務しております。 この他に出向者として当社グループの子会社より 5 名を派遣しております。	
取 引 関 係	対象者グループによる当社グループからの商品の購入等の取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関係会社であり、関連当事者に該当します。	

(注) 対象者が平成 24 年 10 月 12 日に提出した第 62 期第 2 四半期報告書の「大株主の状況」に記載された、普通株式及び甲種類株式合計の所有株式数の多い順上位 10 名です。

(2) 日程等

本公開買付けの実施につきましては、現在、独占禁止法に基づき行われております公正取引委員会の企業結合審査の結果において、独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受けることが条件となっております。当社は、公正取引委員会の企業結合審査が完了次第、速やかに本公開買付けを実施する予定ですが、本日現在、当該審査に要する日数を予想することは困難です。当社は、本公開買付けによる株式取得に関して平成 25 年 3 月 1 日に公正取引委員会に対して独占禁止法第 10 条第 2 項に基づく事前届出を行い、同日付で受理されております。当社としては、当該審査が第 1 次審査（事前届出が受理された日から原則 30 日間に行なわれる審査）で終了した場合には平成 25 年 4 月上旬に本公開買付けを開始することを予定しておりますが、第 1 次審査の終了時に同法第 10 条第 9 項に基づく報告等の要請を受けた場合には、第 2 次審査（かかる報告等の要請により開始し、事前届出が受理された日から 120 日を経過した日又は全ての報告等が受理された日から 90 日を経過した日のいづれか遅い日までに行われる審査）により排除措置命令を行わない旨の通知を受理した後、速やかに本公開買付けを開始することとなるため、平成 25 年 7 月中旬頃に本公開買付けを実施することを目指しております。なお、第 1 次審査が終了する平成 25 年 4 月上旬に進捗状況をお知らせする予定です。また、本公開買付けの日程につきましては公正取引委員会の企業結合審査が完了次第速やかにお知らせいたします。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 270 円

甲種類株式 1 株つき金 270 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。

SMB C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C 日興証券から平成 25 年 3 月 26 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、SMB C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C 日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	208 円から 221 円
類似上場会社比較法	144 円から 205 円
DCF 法	222 円から 366 円

市場株価法では、平成 25 年 3 月 17 日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 25 年 3 月 15 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221 円、208 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 208 円から 221 円までと分析しております。なお、SMB C 日興証券は、対象者普通株式は充分な流動性を確保していると考えられることから、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 144 円から 205 円までと分析しております。

DCF 法では、当社がSMB C 日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年 2 月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 222 円から 366 円までと分析しております。

なお、SMB C 日興証券がDCF 法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューをもとに作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。SMB C 日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 25 年 2 月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

当社は、SMB C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去 3 ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成 25 年 3 月 27 日に、本公開買付価格を 270 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成 25 年 3 月 26 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 317 円に対して 14.83% のディスカウントをした価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 256 円に対して 5.47%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 222 円に対して 21.62%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 189 円に対して 42.86% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

(ii) 甲種類株式

対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式1株当たり270円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を270円と決定した平成25年3月27日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付価格と同額である270円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

② 算定の経緯

当社は、当該3ヶ年中期経営計画において、新しい成長機会を獲得するグループの共通戦略の1つとして「大都市シフト」を掲げ、首都圏を中心とした大都市における当社グループのシェア拡大に向か、グループの有する多様な店舗業態で展開を加速しております。その中で、当社は、平成24年6月頃から対象者を当社の連結子会社化することが当社の「大都市シフト」を推進し当社のシェア拡大に寄与するものであり、また対象者にとっても当社と緊密な資本関係を構築することで更なるスケールメリットを活かした商品の調達が可能となり、物流やシステムといったインフラ面の効率化や、人材面についても従事できる業務の多様化が図られ、かつ、人材の確保も容易となる等、対象者の早期の損益改善等に繋がる取り組みが可能となることに加え、当社グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンダイジング等）の共有により店舗の魅力度が増し、更には財務面での支援等により対象者の成長戦略又は店舗資産活性化も実行できるとの考えに至り、両社の企業価値の向上を図るために対象者を当社の連結子会社とすることが最善の策であると判断いたしました。一方で、これまで対象者の早期再生に向けて3社で協力してきた丸紅と対象者の関係に鑑み、平成24年12月頃から、まずは、当社と丸紅との2社間で協議を行った結果、丸紅が、本公開買付け成立後も、対象者株式のうち5%を継続保有することを含め、今後も3社の協業関係を継続することの合意に至ったことから、平成25年3月上旬、当社は対象者に対して本公開買付けを提案し、協議を経て、平成25年3月27日、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅RI及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年3月26日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 208円から221円

類似上場会社比較法 144円から205円

D C F 法

222 円から 366 円

市場株価法では、平成 25 年 3 月 17 日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 25 年 3 月 15 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221 円、208 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 208 円から 221 円までと分析しております。なお、SMB C 日興証券は、対象者普通株式は充分な流動性を確保していると考えられることから、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 144 円から 205 円までと分析しております。

D C F 法では、当社が SMB C 日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年 2 月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 222 円から 366 円までと分析しております。

なお、SMB C 日興証券が D C F 法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューをもとに作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。SMB C 日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 25 年 2 月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、SMB C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去 3 ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成 25 年 3 月 27 日に、本公開買付価格を 270 円と決定いたしました。

一方、対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式 1 株当たり 270 円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を 270 円と決定した平成 25 年 3 月 27 日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、本公開買付価格と同額である 270 円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券は、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しております。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
-------	----------	----------

149,437,742 株	48,360,820 株	—
---------------	--------------	---

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本日時点において当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付けにおいて株式数の計算をするにあたっては、対象者甲種類株式1株を対象者普通株式1株とみなして計算しております（下記（注2）において同じです。）。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある最大数（149,437,742株）を記載しております。当該最大数は、対象者が平成25年1月10日に提出した第62期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の発行済株式数199,038,787株（普通株式122,597,537株及び甲種類株式76,441,250株）から、①本日現在当社が所有する対象者株式39,504,000株（普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株）、②本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受ける丸紅RIが本日現在所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）のうち、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式（9,932,700株）、③本公開買付けにおいて取得する予定のない、対象者が平成25年1月9日付で公表した「平成25年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成24年11月30日現在の対象者の自己株式数（164,345株）を控除した株式数149,437,742株（普通株式102,856,492株及び甲種類株式46,581,250株）です。なお、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅は本公開買付応募契約において、丸紅及び丸紅RIが本日現在所有する対象者甲種類株式（合計46,581,250株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅RIをして行使させない旨に合意しております。

(注3) 上記「買付予定数」は、本日現在の情報に依拠する暫定的な数であり、本公開買付けにおける実際の「買付予定数」は、上記（注3）の計算において用いた時点以降の株数変動の判明により異なる可能性があります。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	790,080 個	（買付け等前における株券等所有割合 19.86%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	（買付け等前における株券等所有割合 未定%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	2,988,754 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	3,973,080 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、上記「（5）買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けにおける買付予定数（149,437,742株）に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、本公開買付けの開始時までに調査のうえ開示する予定です。なお、本公開買付けにおいては、本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受ける丸紅RIが本日現在所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）のうち、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式（9,932,700株）を除く特別関係者の所有する株券等を買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該対象者普通株式

(9,932,700 株) に係る議決権の数 (198,654 個) のみを分子である「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として計算します。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 25 年 1 月 10 日に提出した第 62 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 8 月 31 日現在の総株主等の議決権の数です（対象者普通株式及び対象者甲種類株式のいずれも 1 単元（50 株）につき 1 個の議決権を有します。）。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成 24 年 11 月 30 日現在の発行済普通株式数（122,597,537 株）に、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本日時点において当該取得請求権が行使された場合、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、同報告書に記載された平成 24 年 11 月 30 日現在の発行済甲種類株式（76,441,250 株）が対象者普通株式に転換された場合に交付される対象者普通株式（76,441,250 株）を加算した株式数（199,038,787 株）から、本公開買付けにおいて取得する予定のない対象者が平成 25 年 1 月 9 日付で公表した「平成 25 年 2 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 24 年 11 月 30 日現在の対象者の自己株式数（164,345 株）を控除した株式数（198,874,442 株）に係る議決権の数 3,977,488 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。なお、前記「（5）買付予定の株券等の数」の（注3）に記載のとおり、上記但し書きは本日現在の情報に依拠する暫定的な数であるため、本公開買付けにおける実際の「対象者の総株主等の議決権の数」は、上記計算において用いた時点以降の株数変動の判明により異なる可能性があります。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金（予定）

40,348,190,340 円

(注) 本公開買付けにおける買付予定数（149,437,742 株）に対象者普通株式 1 株当たりの本公開買付価格（270 円）を乗じた金額です。

(8) その他買付け等の条件及び方法

下記①及び②以外の「その他買付け等の条件及び方法」及び「決済の方法」については、本公開買付けの日程同様に、決定次第お知らせいたします。

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（9）公開買付代理人（予定）

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的」の「（5）本公開買付け後の株券等の追加取得予定」及び「（6）上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおりです。

4. その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによりますと、平成25年3月27日開催の対象者取締役会において、TMI総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。かかる認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したことです。一方、本公開買付けへの応募に関する意見については、現在集計中の対象者の平成25年2月期の連結及び個別決算の内容、並びに決算内容を分析のうえで算出する予定の対象者の平成26年2月期の業績予想等も踏まえて協議・検討し、平成25年4月12日に公表する予定の当該決算短信とともに公表する予定とのことです。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は平成25年3月27日付で「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成25年2月期通期連結業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当

社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場なく、また実際にかかる検証を行っておりません。
詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 特別損失（固定資産減損損失）の計上について

対象者は、当連結会計年度第4四半期におきまして、「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき、保有する固定資産の減損処理を行い、2,511百万円を特別損失（固定資産減損損失）として計上したとのことです。

② 平成25年2月期 通期 連結業績予想数値の修正について

（平成24年3月1日～平成25年2月28日）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 843,000	百万円 1,500	百万円 △1,000	百万円 △5,000	円 銭 △25.14
今回修正予想(B)	831,000	△2,700	△3,700	△3,700	△18.60
増減額(B-A)	△12,000	△4,200	△2,700	1,300	
増減率(%)	△1.4	—	—	—	
(ご参考)前期実績 (平成24年2月期)	869,494	3,729	403	△11,379	△57.22

以上